

小型無人機に該当する機器を飛行させる場合には、本手続に加えて、航空法や条例の規定に基づく許可等を得る必要がある場合があります。本手続を行ったかどうかにかかわらず、必要な許可等を得ないで許可等が必要な飛行を行う行為は、法律で禁止されています。詳しくは国土交通省航空局HP等を御参照ください。

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項本文の規定により通報します。

飛行を行う日付ではなく、警察署に通報書を提出する日付又はオンライン手続を行う日付を記入してください。

令和〇年〇月〇日

青森県公安委員会殿

飛行に係る対象施設周辺区域を管轄する都道府県公安委員会名を記載してください。

公務操縦者

氏名 公務 太郎

通報者ではなく、実際に小型無人機を操縦する者の氏名を記入してください。

小型無人機等の飛行を行う日時	令和〇年〇月〇日(月) 9時30分から13時00分まで 飛行予定の時間帯を過不足なく、詳細に記載してください。飛行を開始する48時間前までに通報を行う必要があります。
小型無人機等の飛行を行う目的	登記所備付地図作成作業にかかる状況把握を行うため
小型無人機等の飛行に係る区域	青森県青森市〇〇1丁目2番3号付近(別添地図のとおり) 「陸上自衛隊〇〇駐屯地周辺」等の曖昧な表現ではなく、飛行を行おうとする場所の地番を具体的に記載してください。 飛行目的や小型無人機の用途を具体的に記載してください。
公務操縦者	氏名 公務 太郎 生年月日 平成●年●月●日 住所 青森県青森市■町1番地2号 電話番号 080-1234-5678 通報内容についての問合せや、飛行中の確認のため、警察官から電話をする場合があるので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。
公務操縦者の勤務先	名称 〇〇合同会社 所在地 青森県青森市▲町3番地4号 電話番号 017-789-0123
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名称 公益社団法人●× 所在地 青森県青森市〇〇1丁目1番1号 担当者の氏名 会計 花子 電話番号 017-222-3333 施設管理者の勤務地を記載してください。

機器の仕様（回転翼と固定翼の別、翼の枚数等）及び性能（最高時速、最大飛行可能時間、最大航続距離等）を記載してください。

操縦装置を有する気球、ハングライダー、パラグライダー等については「特定航空用機器」と記載してください。

大きさは、縦×横×高さの順に寸法を記載してください。

機器の種類	小型無人機		
機器の特徴			
製造者	EJI	名称	MINI123
製造番号	別添のとおり	登録記号	JU12345ABCDE
色	白色	大きさ	20cm×20cm×10cm
積載物	小型カメラ	備考6を参考に、通報書の末尾に引き続いて、可能な限り網羅的に記載してください。	
その他の特徴	・回転翼4枚のマルチコプター (最高時速60km、最大飛行可能時間20分、最大航続距離6km) ・機体に「〇〇合同会社」と記載のステッカー1枚を貼り付けている。		
備考	・飛行を行う際の操縦者の所在地 青森県青森市〇〇1丁目2番3号 ・通報者 氏名：公務 一郎 生年月日：昭和●年●月●日 住所：青森県▲市〇〇9丁目1番2号 連絡先：090-1234-5678		航空法の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載してください。 飛行を行う際に操縦者が小型無人機を操縦する予定の場所を記載してください。 操縦者と通報者が異なる場合には、通報者の氏名、生年月日、住所を記載してください。 通報内容についての問合せや、飛行中の確認のため、警察から電話をする場合があるので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。

- 備考1 法第2条第1項第1号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
 - 3 公務操縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
 - 4 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 5 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
 - 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
 - 7 登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
 - 8 不要の欄は斜線で消すこと。
 - 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。